

平成19年2月27日

各 位

会 社 名 株式会社くろがね工作所
代表者名 取締役社長 神足 泰弘
(コード番号 7997 大証 市場二部)
問合せ先 常務取締役 村田 光春
管理本部長
(TEL06-6538-1010)

定款の一部変更に関するお知らせ

平成19年2月27日開催の第87期定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について決議されましたので、お知らせいたします。

変更理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 各条項がどのような意味をもつのかが端的にわかるよう、検索を考慮し、小見出しを付けるものであります。
- (2) 株券を発行する旨を定めるため第7条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、第8条(単元未満株主の売渡請求)を新設するものであります。
- (4) 単元未満株式について、行使することができる権利を合理的な範囲に制限するため、第9条(単元未満株主についての権利)を新設するものであります。
- (5) 株主総会における議決権行使を委任できる代理人の数を明確にするため、現行定款第14条を変更するものであります。
- (6) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資するよう、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (7) 設置する機関を定めるため、第20条(取締役会の設置)、第5章監査役および監査役会の章として第33条から第36条、第38条から第42条を、第6章会計監査人の章として第43条から第46条を新設するものであります。
- (8) 取締役および監査役の適正な員数について定めるため、変更案第21条第1項で取締役の員数、変更案第34条第1項で監査役の員数を定めるものであります。
- (9) 取締役および取締役会について、会社法の定めに従い、第27条から第31条を新設するものであります。
- (10) 取締役会の機動的な運営を図るため、書面による決議を行うことができるように、変更案第28条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (11) 取締役、監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、人材の招聘を容易にするため、第32条(取締役の責任免除)、第42条(監査役の責任免除)を新設するものであります。
なお、取締役の責任免除規定の新設につきましては、監査役全員の同意をえております。
- (12) その他、定款全般にわたり会社法にあわせた表現の変更、構成の整理および条文の新設、削除に伴う条数の変更を行うものであります。

(下線は変更箇所を示します)

変更前	変更後
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>第1条 本社は株式会社くろがね工作所と称する。</p>	<p>(商号) 第1条 本社は株式会社くろがね工作所と称し、英文では <u>Kurogane Kosakusho Ltd.</u> と表示する。</p>
<p>第2条 本社は次の事業を営むことを目的とする。 1 家具、建具および事務用紙工品の製造ならびに販売 2 空気清浄、空気調和および冷暖房機器の製造ならびに販売 3 建築工事、ガラス工事、内装仕上工事、塗装工事、電気工事、電気通信工事、管工事、水道施設工事、鋼構造物工事、板金工事、造園工事、建具工事および機械器具設備工事に関する設計、施工、管理ならびに請負 4 コンピュータハードウェアおよびソフトウェアの開発ならびに販売 5 不動産の賃貸ならびに管理 6 前記各号に掲げるものの附帯事業</p>	<p>(目的) 第2条 (同左)</p>
<p>第3条 本社は本店を大阪市に置く。</p>	<p>(本店所在地) 第3条 (同左)</p>
<p>第4条 本社の公告は大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法) 第4条 本社の公告は大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>第5条 本社の発行する株式の総数は5,500万株とする。 <u>ただし株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第5条 本社の発行可能株式総数は5,500万株とする。 (削除)</p>
<p>第6条 本社の1単元の株式数は1,000株とする。 <u>本社は1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第6条 本社の単元株式数は1,000株とする。 (移設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行) 第7条 本社は株式に係る株券を発行する。 2 前項の規定にかかわらず、本社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株主の売渡請求) 第8条 本社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を本会社に請求することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株主についての権利) 第9条 本社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</p>
<p>第7条 本社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p>	<p>(自己の株式の取得) 第10条 本社は会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>
<p>第8条 本社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 本社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿」等という。)ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ本会社においては、これを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 本社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 本社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)ならびに株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ本会社においては取扱わない。</p>
<p>第9条 本社の株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株式喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い、取締役会で定める株式取扱規程によるものとする。</p>	<p>(株式取扱規程) 第12条 本会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第10条 本社は、毎決算期日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要がある場合には取締役会の決議によりあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) 第13条 本社は、毎年11月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要がある場合には取締役会の決議によってあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第11条 定時株主総会は毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある毎にこれを招集する。</p>	<p>(招集) 第14条 定時株主総会は毎年2月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第12条 株主総会は取締役会の決議を経て社長これを招集する。社長は会議の議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第13条 株主の議決権は1単元に付1個とする。</p> <p>第14条 株主は本会社の議決権を有する他の株主を代理人とし、その議決権を行使することができる。 ただし株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を本会社に提出しなければならない。</p> <p>第15条 総会の決議は出席したる株主の議決権の過半数をもってする。 商法第343条の規定によるべき決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。 議長は自己の議決権を行使することができる。</p> <p>第16条 総会の議事の要項および決議は議事録に記載し議長および出席取締役が記名捺印するものとする。</p>	<p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席したる議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議事録) 第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録する。</p>
<p>第4章 取締役会・取締役および監査役会・監査役</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第17条 本社は取締役3名以上および監査役3名以上を置く。 取締役、監査役は株主総会において選任する。 前項の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>第18条 取締役の任期は就任後2年内、監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとする。 補欠または増員により選任された取締役の任期は前任者または現任者の残任期間とする。 補欠により選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>第19条 取締役をもって取締役会を構成し、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって前項の取締役から選任する。 取締役会はその決議により相談役を置くことができる。 取締役会は社長これを招集し、会日から3日前に各取締役および各監査役に通知することを要する。 ただし取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開くことができる。</p>	<p>(取締役会の設置) 第20条 本社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数および選任) 第21条 本社の取締役は9名以内とする。</p> <p>2 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>4 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 本社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長を1名選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(移 設)</p>	<p>(相談役) 第24条 取締役会は、その決議によって相談役を若干名定めることができる。</p>
<p>(移 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>
<p>(移 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、取締役会の日の3日前までに、各取締役および各監査役に対し、通知する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席したる取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第28条 本社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議の事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>

変 更 前	変 更 後
(新 設)	(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。
(新 設)	(取締役会規則) 第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。
(新 設)	(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与其他の職務の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	(取締役の責任免除) 第32条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
(新 設)	第5章 監査役および監査役会
(新 設)	(監査役および監査役会設置) 第33条 本会社は監査役および監査役会を置く。
第20条 監査役をもって監査役会を構成し、監査役会は会日から3日前に各監査役に通知することを要する。 ただし監査役会は監査役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開くことができる。	(移 設)
(新 設)	(監査役員数および選任) 第34条 本会社の監査役は4名以内とする。 2 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 3 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(新 設)	(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(新 設)	(常勤監査役) 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
(移 設)	(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、監査役会の日の3日前までに、各監査役に対し、通知する。 2 前項の規定にかかわらず、監査役会は監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
(新 設)	(監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(新 設)	(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
(新 設)	(監査役会規則) 第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。
(新 設)	(監査役の報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	(監査役の責任免除) 第42条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(新 設)	第6章 会計監査人
(新 設)	(会計監査人の設置) 第43条 本会社は会計監査人を置く。
(新 設)	(会計監査人の選任) 第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新 設)	(会計監査人の任期) 第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新 設)	(会計監査人の報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第21条 取締役社長は取締役会の決議を執行し社務を総理し、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役は社長を補佐し社務を処理する。	(削 除)

変 更 前 第5章 計 算	変 更 後 第7章 計 算
<p>第22条 会社の<u>営業年度</u>は毎年12月1日に始まり翌年11月30日をもって終わる。</p> <p>第23条 <u>毎営業年度の計算は総益金より総損金を控除したるものを純益金とし、株主総会の承認を得てこれを処分する。</u></p> <p>第24条 利益配当金は毎決算期日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に配当する。 前項の配当金はその支払確定の日から満3年を経過したときはその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第47条 本会社の<u>事業年度</u>は毎年12月1日に始まり翌年11月30日をもって終わる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第48条 剰余金は毎事業年度の末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に配当する。</p> <p>2 前項の剰余金はその支払確定の日から満3年を経過したときはその支払の義務を免れるものとする。<u>未払の剰余金には利息をつけない。</u></p>